

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2025年度 秋季
専門科目 (憲法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

《解答又は解答例》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。

解答にあたっては、各 (A) ～ (D) それぞれ、以下の論点を含んだ上で、自らの考えも加えて明確に論述することが必要です。

- (A) 行政権の概念については、複雑多岐に及ぶ行政作用をカバーする定義が困難だという問題があること、そのような中で積極的な定義を行う学説はあるが、伝統的に控除説（消極説）が通説的な学説であることやそれぞれの学説の問題点を示すことが最低限必要です。さらにそこから「執政」という概念を用いて説明しようとする学説や行政権の行使とは法律の執行であるとする説等、現代の議論に踏み込んで自分の見解を展開できているかがポイントになります。
- (B) まず①「部分社会」とはどのような概念かを明らかにし、この法理（ないし理論）では部分社会における紛争には司法審査は及ばないと考えられていること、②過去にこの法理（ないし理論）を使ったと思われる判例を挙げて説明すること、③この法理（ないし理論）の問題点を挙げること、以上を含んだ上で論述することが必要です。
- (C) 主権者としての国民は、君主主権における君主の場合のように一人の人間ではないので、どこまで具体的に意思表示できる存在と考えることができるのかという問題があります。抽象的な「全国民」と考えるのか、具体的な「有権者の総体」と考えるのか、それぞれの捉え方にどのような問題点があるのかを論述することが必要です。さらに、これに関連して、国民主権の「正当性的契機」と「権力的契機」の二つの面から考える芦部説（「総合説」とも呼ばれる）が出てくることや、フランス的なナシオン主権やプープル主権の概念とそこから出てくる代表と国民の関係、プープル主権と社会契約論との関係、等にどこまで触れられているかが、ポイントとなります。
- (D) 平等についての基本的な理解として、法適用の平等と法内容の平等、絶対的平等と相対的平等についての基本的な理解を前提に、14条の列举自由を「例示」とみるか否かについて、判例と学説の考え方を説明することが必要です。相対的な平等として「合理的な区別」は許されると考える場合に、①何をもって「合理的」と考えるかが問題になること、②その点で特に列举事由に意味を持たせる学説が有力になってきていること、③列举事由に特別な意味を持たせる立場では列举事由に当たるか否かで違憲審査の基準が変わってくること、がどこまで論述できるかがポイントになります。

《出題の意図》

憲法の基本的な論点につき、学説がどのように展開されてきたかを理解した上で、論理的に文章を構成する能力があるかどうか、また論点によっては関連判例についての知識があるかどうかをも問うものである。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 春季
専門科目 (民法)		

《解答又は解答例》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。出題意図の説明をもってこれに代えます。

《出題の意図》

他人が所有する不動産を売買した場合の法律構成についての基本的な理解を問う問題です。他人物売買の債権的効力と物権的効力の違いを明確に論じることが求められます。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2026年度 春季
専門科目 (商法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

《解答又は解答例》

模範答案を示すものであるとの誤解を避けるため、以下、解答で考慮されるべき点を箇条書き式に述べる。また、下記の点の全てを網羅的に論述しなければ合格水準に達しないという採点基準は採用していないことも付言する。

- ・ Y の任務懈怠によって誰にどのような損害が生じていると考えられるかを分析する。
- ・ 考え得る損害として、①甲の資産減少および事業継続の困難による甲の将来の稼得可能性の消失という損害、②甲の支払不能に起因する甲の債権者の債権回収の見込み（または甲に対する未収債権の経済的価値）の下落という損害、③乙の保有株式の経済的価値の下落という損害、④③に起因する乙株主および乙債権者が有する株式・未収債権の債権回収の見込み（または未収債権の経済的価値）の下落という損害が挙げられる。
- ・ ①についての責任追及手段としては(A)甲による任務懈怠責任追及の訴え、(B)乙による株主代表訴訟、(C)乙が甲の最終完全親会社である場合の乙株主による特定責任追及の訴えが考えられる。(A)に関しては提訴に関する代表権者、(B)に関しては会社法 427 条の要件、(C)に関しては会社法 427 条の 3 の要件について、それぞれ整理して述べる事が望まれる。
- ・ ②については甲の債権者による会社法 429 条の責任追及の要件について整理して述べる事が望まれる。
- ・ ③については甲の株主としての乙が、会社法 429 条により Y の責任を追及することの可否について検討することが望まれる。
- ・ ④については乙の株主および債権者が、会社法 429 条により Y の責任を追及することの可否について検討することが望まれる。

《出題の意図》

監査役設置会社において取締役の任務懈怠により会社及び会社以外の第三者に損害が生じている場合に、当該取締役の会社法上の責任を追及する手段として会社法がどのような制度を用意しているかについて、いわゆる二重代表訴訟を含めて総合的に説明することを求める問題。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 春季
専門科目 (労働法)		

《解答又は解答例》

就業規則という労働条件決定ツールの基本的問題である。就業規則による労働条件の変更という、労働法の中でも基本的かつ重要な課題に関する知識の理解、定着を問う問題となっている。法律上のルールとそのもとになっている判例法理について適切に言及できるか否かが採点のポイントとなる。

《出題の意図》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。出題意図の説明をもってこれに代えます。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2022年度 春季
専門科目 (行政法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

(1)

《解答又は解答例》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。出題意図の説明をもってこれに代えます。

《出題の意図》

本問は、行政処分の効力に対する司法審査に関する判例法理とされている「取消訴訟の排他的管轄」について、その定義、根拠となる行政処分の特質、具体的な適用範囲、および救済制度における例外と限界を総合的に説明することができるかを評価することを目的とする。とくに、その定義と根拠が正確に理解できているかどうか、取消訴訟以外の訴訟類型の選択において、この法理が有する意義や例外的な救済ルートを選択、行政処分の無効との関係、国家賠償請求訴訟との関係について適切に説明できるかを評価する。

(2)

《解答又は解答例》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。出題意図の説明をもってこれに代えます。

《出題の意図》

本問は、行政契約の定義、行政行為との関係、および行政法による規制について具体例を交えて体系的に論じることができるかを評価するものである。特に以下の論点の提示と検討が求められる。

- ・行政契約は行政主体を当事者とするもので、民事契約と同質である。一方的な「行政行為」とは対比される概念であり、行政主体間の契約も含まれること。
- ・行政契約は非権力的行為であるため、法律の留保（侵害留保説や権力留保説）や契約自由の原則により、行政行為のような法律の根拠は不要とされる原則を論じること。
- ・民法の規律に加え、行政法上の要請や人権保障等による特有の制約を受けること。
- ・法律による行政の原理の趣旨から契約によって行政機関に権力的権限（実力行使権限など）を認めることは禁止され、また、法的根拠なしに公権力行使の委託も認められないこと。

以上を通じ、行政契約が民事法上の契約でありながら行政法的制約に服する構造を理解しているかを評価する。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2022年度 春季
専門科目 (行政法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

(3)

《解答又は解答例》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。出題意図の説明をもってこれに代えます。

《出題の意図》

本問は、行政事件訴訟法における事後救済の限界を補う「差止めの訴え」（差止訴訟）の機能と構造について、定義、要件、仮の救済との関係から体系的な理解を問うものである。特に以下の論述が求められる。

- ・差止訴訟とは、行政庁がすべきでない処分をしようとする場合に、その禁止を求める訴えである（行訴法3条7項）。違法な処分を未然に防ぐ事前訴訟であり、法定抗告訴訟に位置づけられる。
- ・事前訴訟であるため、取消訴訟よりも要件が加重されている。
- ・処分が確実になされる状況（蓋然性）にあり、特定可能であること。単なる「おそれ」や仮定的な訴訟は認められない。
- ・原告適格は、差止めの法的利益を有する者に限定され、その利益は取消訴訟と同質である。
- ・重大な損害が必要とされる。これは、処分後の取消訴訟等では救済困難な場合を指す。
- ・補充性が必要されている。これは、他に適当な方法がない場合に限り認められる。
- ・認容要件は、処分の違法性が法令の規定から明らかであるか、または処分が裁量権の逸脱・濫用となると認められることである。これは未だされていない処分の違法性を判断するものである。

以上を通じ、差止訴訟が違法処分の予防的排除の機能を果たすことを示すことが求められる。

(4)

《解答又は解答例》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。出題意図の説明をもってこれに代えます。

《出題の意図》

本問は、国家賠償法2条1項に基づく営造物責任における中心概念である「瑕疵」について、その意義を正確に理解しているか、具体的な判断枠組みを判例に照らして論述できるかを問うもので

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2022年度 春季
専門科目 (行政法)		

ある。具体的には、以下の点を論じることが求められる。

- ・同条の責任が、公務員の過失を問わない無過失責任であり、営造物の客観的な危険性に着目したものであること。
- ・「瑕疵」の意義が、当該営造物の構造、用法、場所的環境等を総合考慮した「通常有すべき安全性」の欠如にあること。
- ・物理的な欠陥（物的性状瑕疵）における「通常の用法」による限定や、河川などの自然公物における特例（過渡的安全性）について説明すること。
- ・営造物自体に物理的な欠陥がなくとも、利用の結果として第三者に被害を与える「供用関連瑕疵（機能的瑕疵）」についても「瑕疵」に含まれること。

以上を通じ、公の営造物の設置管理の瑕疵の意義と判断基準をしめすことが求められる。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2026年度 春季
専門科目 (刑法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

《解答又は解答例》

各問とも、論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできない。解答に当たっては、特に、以下の点について、正確な知識および説得力のある分析が求められる。

問1 本問では、刑法における正当防衛に関する基本的な論点である侵害の予期と急迫性について、近時の判例とそれに対する理解が示されていることが必要である。具体的には、侵害の予期があっても直ちに急迫不正の侵害が否定されるわけではないが、刑法36条の趣旨に照らし許容されるとはいえない場合には、侵害の急迫性の要件を満たさないとする最決平成29年4月26日刑集71巻4号275頁の枠組みを出発点にしつつ、単に判例の枠組みを示すだけでなくそこでいう正当防衛の趣旨の具体的な内容や、侵害の予期によってどのような影響が生じるのかについて、自分なりに理論的分析を加えることが求められる。

問2 本問では、法的三段論法を前提に、刑法における基本的な事例問題を解決することにより、理論的知識だけでなく、実践的な問題解決ができる能力を確認することを第1の目的としている。したがって、問題となる構成要件の把握や、共犯者間での認識の相違が共犯や故意に与える影響等の論点についても一通り検討することが求められる。

さらに、特に問題となる論点として、窃盗罪の実行の着手および共謀の射程の論点について、事案に即した理解を確認することを第2の目的としている。解答においては、近時の特殊詐欺やすり替え窃盗に関する判例の展開を前提に、本問の事例における窃盗前の架電行為と特殊詐欺やすり替え窃盗との共通点・相違点を意識しつつ、実行の着手がどの時点で認められるのか、実行の着手に関する学説との関係も踏まえて、分析することが求められる。

《出題の意図》

問1 本問は、刑法における正当防衛に関する基本的な論点である侵害の予期と急迫性についての理解を問う問題である。基本的には、侵害の予期があっても直ちに急迫不正の侵害が否定されるわけではないが、刑法36条の趣旨に照らし許容されるとはいえない場合には、侵害の急迫性の要件を満たさないとする最決平成29年4月26日刑集71巻4号275頁についての理解を示すことが求められる。

問2 本問では、法的三段論法を前提に、刑法における基本的な事例問題を解決することにより、理論的知識だけでなく、実践的な問題解決ができる能力を確認することを第1の目的としている。したがって、問題となる構成要件の把握や故意、共犯等の各要件についても一通り検討することが求められる。

そのうえで、窃盗罪の実行の着手および共謀の射程の論点について、事案に即した理解を確認

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 春季
専門科目 (刑法)		

---

することを第2の目的としている。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2026年度 春季
専門科目 (国際法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

《解答又は解答例》

- 第1問 論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできない。「出題の意図」に示した論点について国家承認の制度に関する理解を示し、考察を論理的に展開することを意識して解答されたい。
- 第2問 論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできない。「出題の意図」に示した論点について国家責任法に関する理解を示し、考察を論理的に展開することを意識して解答されたい。

《出題の意図》

以下の通り、国際法の基本的な論点についての正確な理解、および、それについて論理的に議論を展開する能力をはかることを狙いとして、出題した。

- 第1問 国家承認の要件および効果について、考え方の対立や変遷まで含めて正しく理解できているかを問うた。要件については、モンテビデオ条約でも示されているような国家の資格要件を説明することが最低限求められ、あわせて、新国家の成立方法の合法性を承認の要件とする見解をどのように位置づけるべきかを論じることが望ましい。効果については、いわゆる創設の効果説と宣言的效果説の対立について説明しなければならないが、その理論的・歴史的背景も含めて論じることが望ましい。
- 第2問 国家責任（国際違法行為責任）の発生要件および追及資格について正しく理解できているかを問うた。
- (1) 要件については、国家責任条文に沿って二つの要件を（ある程度詳しく）説明することが最低限求められる。議論されてきたものの国家責任条文では挙げられていない要素（過失、法益侵害）の位置づけにふれることができれば、なおよい。
- (2) 被害国以外の国家による責任追及について、国家責任条文の内容を説明した上で、（当事国間）対世的義務の違反に関わる国際裁判例の展開に言及しつつ論じることを求めた。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2026年度 春季
専門科目 (知的財産法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

【設問1】

《解答又は解答例》

(ア) 特許権が「設定の登録により発生する」ことを定めた66条1項と、特許権の存続期間が「特許出願の日から二十年をもつて終了する」ことを定めた67条1項に言及しつつ、「特許出願」の後、審査を経て登録査定がなされた後に「設定の登録」がなされる以上、「特許出願の日」よりも後に「設定の登録」がなされるのであるから、必然的に特許権の存続期間は20年よりも短くなる、ということが説明できていればよい。

(イ) 著作権法51条1項は、「著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。」と規定し、他方、同条2項は、「著作権は、・・・著作者の死後・・・七十年を経過するまでの間、存続する。」旨を規定している。両者を合わせて読むと、【「著作物の創作の時」から「著作者の死」まで】の期間と、【「著作者の死」から70年を経過するまで】の期間を合わせたものが、著作物の保護期間（著作権の存続期間）であることが読み取れる。後者が70年間である以上、前者（著作物の創作の時から著作者の死までの期間）の分だけ、著作物の保護期間（著作権の存続期間）は70年よりも長くなる。以上の説明ができていればよい。

《出題の意図》

(ア) 特許権の存続期間について、根拠条文を正しく示しつつ、論理的な説明ができるかを問う出題である。

(イ) 著作権の存続期間について、根拠条文を正しく示しつつ、論理的な説明ができるかを問う出題である。

【設問2】

《解答又は解答例》

- ① 「発明の要旨認定」と「特許発明の技術的範囲の確定」は、どちらも「特許請求の範囲の記載」に基づいて発明の技術内容を把握・確定する作業であるが、「発明の要旨認定」は主として審査段階における特許庁審査官の行う作業を指すのに対し、「特許発明の技術的範囲の確定」（特許法70条1項）は、付与された特許の権利侵害が問われた際に、裁判所の裁判官が行う作業を指す。以上の内容を基本としつつ、発明の要旨認定は新規性（29条1項）や進歩性（29条2項）を審理する上での前提作業であることが指摘できているかなど、記述の充実度に応じて採点する。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2026年度 春季
専門科目 (知的財産法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

- ② 小説家 A は、二次的著作物たる映画の原著物である小説の著作者なので、原著物の著作者ということになる。二次的著作物の利用に関する原著物の権利を定めた著作権法 28 条は、「二次的著作物の原著物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。」と規定しているので、映画の著作物の著作者が有する頒布権（26 条 1 項）を、原著物の著作者たる小説家 A も持つこととなり、この映画の著作物が複製された DVD の頒布に対し、A は頒布権を行使することができる。以上の内容が説明できていればよい。

《出題の意図》

- ① ともに「特許請求の範囲の記載」に基づいて発明の技術内容を把握・確定する作業である「発明の要旨認定」と「特許発明の技術的範囲の確定」について、審査時と侵害時などの違いを正しく説明できるかを問う出題である。
- ② 二次的著作物の利用に関する原著物の権利（著作権法 28 条）についての理解を問う出題である。

【設問 3】

《解答又は解答例》

想定される解答例としては、いわゆるインセンティブ論に基づく知的財産法の正当化の議論が展開できていればよい（第三者に対する制約は、新しい著作物や発明がもたらされることが期待できないという、第三者（一般公衆）にとってより好ましくない事態を避けるための選択（いわば「苦い薬」）として正当化される）。が、インセンティブ論以外の観点からの議論でも、説得的なものであれば、もちろん差し支えない。

《出題の意図》

知的財産法一般の正当化についての理解を問う出題である。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻	2024年度 春季
専門科目 (民事訴訟法)	修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	

《解答又は解答例》

論文形式の設題であるため、具体的な解答例を示すことはできません。出題の意図の説明をもってこれに代えます。

《出題の意図》

債務不存在確認訴訟に関する諸論点について問う問題です。

①200万円の貸金債務のうち100万円は支払いを済ませていることを理由とした債務不存在確認訴訟であり、100万円の貸金返還請求権の存否が訴訟物となります。

②確認の利益について一般的に論じられる基本的な要件について問う問題です。

③本訴が確認訴訟、反訴が給付訴訟である場合に、訴訟関係がどうなるのかを問うています。判例（最判平成16.3.25民集58巻3号753頁）によれば、反訴が提起されると、先に提起されていた債務不存在確認の訴えは事後的に訴えの利益を喪失することになると考えられます。本訴と反訴とは、給付義務の有無が訴訟物となる点で共通するのみならず、給付訴訟の方が執行力が付与されるという点で紛争解決機能が高いことから、反訴として給付訴訟が提起された以上、本訴について本案判決を求める必要性は消滅すると考えられるためです。

もともと、二重起訴あるいは重複訴訟（民事訴訟法142条）の問題として論じることもあり得ます。

④⑤は、一部請求の訴訟物の理解についても問う問題です。③のBによる反訴が、200万円の貸金返還請求権のうちの一部であることを明示しているのか、黙示的な一部請求であるのか場合分けをして論ずる必要があります。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 春季
専門科目 (刑事訴訟法)		

2026年度を含め、長期間入学者選抜を実施していないため、過去問題等の公開はありません。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 春季
専門科目 (英米法)		

---

2026年度を含め、長期間入学者選抜を実施していないため、過去問題等の公開はありません。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 春季
専門科目 (西洋法制史)		

---

2026年度を含め、長期間入学者選抜を実施していないため、過去問題等の公開はありません。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 春季
専門科目 (法哲学)		

---

2026年度を含め、長期間入学者選抜を実施していないため、過去問題等の公開はありません。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 春季
専門科目 (社会保障法)		

---

2026年度を含め、長期間入学者選抜を実施していないため、過去問題等の公開はありません。

法政大学大学院  
入学試験 解答又は解答例、出題の意図

試験科目	法学研究科 法律学専攻 修士課程《一般・外国人・社会人》 研修生	2026年度 春季
専門科目 (倒産法)		

---

2026年度を含め、長期間入学者選抜を実施していないため、過去問題等の公開はありません。